

投票する人 される人 みんなが未来の責任者



● 町内各投票所 ●

投票所名	施設名	投票区域
第1投票所	立会集会所	立会・南川岸の方
第2投票所	上堺会館	屋形(立会・南川岸を除く)・新島・北清水の方
第3投票所	栗山中央共同利用施設	栗山東部・第1・第2・第3・第4・宮脇・SCK・南部1・南部2・新生会・水門ヶ丘の方
第4投票所	東町共同利用施設	東町の方・栗山のうち橋本・伸和会・青芝会・東ヶ丘・45会46会・緑台・すみれ団地・栄和会の方
第5投票所	鳥喰上新田青年館	鳥喰新田・鳥喰上・鳥喰下・鳥喰沼の方
第6投票所	横芝町中央公民館	上町・本町・古川・両国新田・大島団地の方
第7投票所	寺方集会所	小堤・寺方・曾根合・於幾・坂田取立・長倉の方
第8投票所	大総小学校体育館	町原・木戸台・姥山・遠山・中台牛熊・谷台の方

任期満了に伴う千葉県議会議員選挙が4月9日に、また、横芝町議会議員選挙が4月23日にそれぞれ行われます。
一人ひとりが主権者であり、未来の責任者という自覚をもって価値ある一票を投じましょう。



千葉県議会議員選挙 4月9日

横芝町議会議員選挙 4月23日

投票できる人

投票できる人は、次の要件を満たしている方です。

■千葉県議会議員選挙

年齢要件
昭和50年4月10日以前に生まれた方

住所要件

生まれてからずっと横芝町に住んでいるか、平成6年12月30日までに横芝町に転入届を出して引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に記載されている方
※県内で引越した方も投票できます。

平成6年12月31日以降に横芝町に転入届をした方(前住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている方)は、前住所地で投票ができます。

ただし、転居が県内で1回だけの場合に限られます。

投票する場合は、「引き続き

県内に住んでいること」の証明書(新しい住所地の市町村長が発行)を提示してください。

■横芝町議会議員選挙

年齢要件

昭和50年4月24日以前に生まれた方

住所要件

生まれてからずっと横芝町に住んでいるか、平成7年1月17日までに横芝町に転入届を出して選挙期日まで引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に記載されている方

投票日に投票所へ行けない方は

不在者投票を!

千葉県議会議員選挙

3月31日(金)～4月8日(土)

横芝町議会議員選挙

4月18日(火)～4月22日(土)

時間 午前8時30分～午後5時

場所 横芝町選挙管理委員会

持参するもの 入場券・印鑑

※土・日曜日でもできます。

選挙に関する問い合わせは町選挙管理委員会(☎82-1111)

1)へ

町長選挙は
5月28日